

国基準相当型訪問サービス

令和6年6月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1月に つき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,349単位
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727単位
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合 (1)週1回程度の場合	12単位減算	-12	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)週2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(2)週2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	-10	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	-15	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上以上の場合	所定単位数の 12% 減算	-12	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	-15	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	-10	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	-5	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算	245	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算	224
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算	182

A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	へ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	145	1月に つき	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		221
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算	208		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算	200		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算	187		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算	187		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算	163		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算	163		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算	158		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算	142		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算	139		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算	121		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算	118		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算	100		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 78/1000 加算	78			

国基準相当型訪問サービス 日割計算用サービスコード（契約期間が1月に満たない場合）

令和6年6月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	日割計算 の場合 ÷30.4日	39
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位		77
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123単位		123
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)週1回程度の場合	1単位 減算		-1
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)週2回程度の場合	1単位 減算		-1
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(2)週2回を超える程度の場合	1単位 減算		-1
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	15	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	10	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	5	